

No. 3

功 勞 別	表彰の種類	表彰時期	対 象 者	表 彰 基 準	全国レベルの表彰	担当課班名	備 考
優良特定給食施設	知事表彰 保健医療部長表彰	岡山県特定給食施設関係者研修会	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（県・国立及び独立行政法人の特定給食施設を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するもの。 １．特定給食施設としての実績を10年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。 ２．合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 ３．給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 ４．喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 ５．施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。	優良特定給食施設（全国栄養改善大会） ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 健康づくり班	
がん征圧事業功労	知事感謝状 保健医療部長感謝状	がん征圧岡山県大会	個人 団体	次の各号の一に該当する者。 １．がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 ２．がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 ３．１及び２の業務に従事した期間は、原則として10年以上で年齢50才以上の者。 １．がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を5年以上実施し、著しい功績があった団体。 ２．がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。	がん征圧事業功労 ・日本対がん協会賞	健康推進課 健康づくり班	
精神保健福祉事業功労	知事表彰 保健医療部長表彰	岡山県精神保健福祉大会	個人 団体	次の各号のいずれにも該当する者 １．現に精神保健福祉事業に従事していること。 ２．精神保健福祉事業に10年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 ３．年齢が50才以上であること。 １．現に精神保健福祉事業を実施していること。 ２．精神保健福祉事業を10年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。	精神保健福祉事業功労（精神保健福祉全国大会） ・厚生労働大臣表彰 ・日本精神保健福祉連盟会長表彰 精神科看護業務功労（日本精神科看護技術協会創立周年記念式典）（5年毎） ・厚生労働大臣表彰	健康推進課 精神保健福祉班	
生活衛生関係功労	知事表彰 保健医療部長表彰	岡山県保健衛生功労者表彰式	個人	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項に規定する営業（食品衛生功労を除く）に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者。 １．功績にかかる事業従事年数が10年以上であること。 ２．年齢が50才以上であること。	生活衛生関係功労者（全国生活衛生同業組合中央会表彰式） ・厚生労働大臣表彰	生活衛生課 生活営業指導班	
理容師美容師養成功労	知事表彰 保健医療部長表彰	岡山県保健衛生功労者表彰式	個人	現に理容師または、美容師養成施設の経営者並びに教員であって理容教育または美容教育の向上に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 １．功績にかかる従事年数が10年以上であること。 ２．年齢が50才以上であること。	理容師美容師養成功労者（理容師・美容師養成功労者表彰式） ・厚生労働大臣表彰	生活衛生課 生活営業指導班	